

令和7年 第10回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年10月6日(月) 13時30分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席委員

○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	欠席	11	玉木 勝広	12	欠席
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	欠席	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 松本 有加
事務局次長 松浦 秀紀
事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第38号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転) 2件

議案第39号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 3件

追加議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

第4 協議・連絡事項

- ・農業委員会だよりの発行について
- ・第11回農業委員会総会について

5 会議の概要

- 事務局長 ただいまから、令和7年第10回八幡浜市農業委員会総会を開会します。
- 本日の出席委員は、19名中16名で総会成立の定足数に達しております。欠席委員は「10番、古能 聖人 委員」、「12番、坂野 清史 委員」、「16番、大和 眞二 委員」です。
- それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。
- 会 長 (招集挨拶)
- 議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。
- 委 員 (異議なし)
- 議 長 それでは議事録署名人に「5番、木口 金富 委員」、「6番、西川 正則 委員」を指名します。
- 議 長 続きます。議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
- 番号33について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号33について説明します。
- 農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「545㎡」、他14筆、計「18,015㎡」、3条無償移転です。
- 譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
- 申請事由としては、譲渡人は、高齢のため、後継者に譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、農業経営を行いたい、であります。
- 本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 説明は以上です。

- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 2 番 番号 33 を説明します。
「〇〇〇〇」さんは高齢のため、「〇〇〇〇」さんというのは娘さん
なのですが、農地を譲りたいということで、今現在は〇〇〇〇に住んで
いますが、年内には八幡浜市に家を構えるということです。
年間 150 日から 200 日ぐらいは、「〇〇〇〇」さんの手伝いをしている
状態です。
何も問題ないと思いますので承認のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 番号 33 について、何かご意見、ご質問はございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号 34 について事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 それでは、番号 34 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「290 m²」、3 条
有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、高齢により耕作ができないため譲り渡したい。譲
受人は、隣接地を耕作しており、農地を譲り受けて、経営規模を拡大し
たい、であります。
本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条
第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ていると考えます。
説明は以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 5 番 番号 34 について説明いたします。

この園地は「〇〇〇〇」さんが何十年も耕作されておりまして、ぐるっと周りは「〇〇〇〇」さんの園地になっております。

「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と高齢で、終活ではありませんけれど、財産を処分したいということで、「〇〇〇〇」さんの隣接園地でもありますし、ずっと耕作しているので、分けていただいたらということでこの話になりました。

何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号34について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程します。

番号7について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第37号番号7を説明いたします。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「申請では畑として出してこられたんですけど、庭の一部のような状態」です。面積「321㎡」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」さん、〇〇歳、〇〇〇〇の方です。

譲受人「〇〇〇〇」さん、〇〇歳です。

転用目的は駐車場用地、転用の理由としては、譲渡人は元々〇〇〇〇に住んでおられたんですが、10年前にご主人が亡くなられ、〇〇〇〇におられる娘さん宅に転出されております。こちら八幡浜の方に帰ってくることがないので、高齢で財産を整理するために売却するものです。

譲受人は〇〇〇〇の経営を行っておりますが、〇〇〇〇敷地が狭いため、現在従業員の駐車場を近隣に賃借している状況です。

今回〇〇〇〇の隣地である申請地を購入して、従業員の通勤用の駐車場として利用するため、転用申請するというものです。

参考資料の1、2ページの位置図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇の隣接地で、〇〇〇〇から西に130メートルのとこ

ろに位置しております。

都市計画用途地域の第一種住居地域にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため第3種農地となります。

この第3種農地の転用は同通知により原則許可をすることができることから、本案件は転用の確実性や、周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料3ページに地番地目図、4ページに土地利用計画図、5、6、7ページに写真を掲載していますのでご確認ください。

なお、既に農地の状態ではなく、庭の一部のような状態になっております。違反転用であったため、9月29日に樋田農地部長と事務局で確認を行っております。

昭和60年ごろから西側の住宅の庭として砂利を敷いて使用し始め、平成10年頃、一部に車庫を建築し、車の回転場として利用しておりました。平成27年に現在の所有者は、夫から相続し現在に至っております。

以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17番 それでは7番について説明いたします。

9月29日に確認されたという説明がありましたが、私は9月30日の朝、事務局と〇〇〇〇からこの文書が届いておりましたので、早速行ってみましたが、5ページの写真のような状況を私も確認しております。

門が閉ざされて中が確認できない状況だったので、〇〇〇〇の「〇〇〇〇」さんを訪ねて話を聞きました。

不動産業者を介して売りに出していたが、一部が農地だったため今回の申請に至ったことのようにです。

よろしくお願いします。

議 長 番号7について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

- 議 長 続きまして、議案第38号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）」を上程します。
番号32について事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは、番号32について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,218㎡」、他2筆、計「1,874㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 「〇〇〇〇」さんは、父親が亡くなってそれを譲り受けた方で、「〇〇〇〇」君は、働いていたんですけど、こちらへ帰って百姓をするということになり5、6年経ったかなと思います。今までは軽トラックしか乗ったことが無いので、今は2トン車を一生懸命練習しております。
何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいいたします。
- 議 長 番号32について、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委 員 (意見、質問等なし)
- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することといたします。
- 議 長 続きまして、番号33について事務局の説明を求めます。
- 事務局 番号33について説明します。
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,553㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 33 について説明いたします。

「〇〇〇〇」さんはまだ〇〇歳なんですけれど、体の調子が大変悪いということです。

「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と若くて、これからの〇〇〇〇を背負っていく存在になりつつある人物です。「2,553 m²」ですからそこそこあるんですが、一部が荒れているということで、価格は「〇〇〇〇」となりました。〇〇〇〇でおそらく面積が 1 番多くなったのではないかと思うんですけど、これからやろうとする「〇〇〇〇」さんなので、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号 33 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について (一括契約)」を上程します。

番号 59 と 60 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 59 と 60 について一括して説明します。

番号 59、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,357 m²」

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借です。

番号 60、貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,595 m²」、他 1 筆、計「2,587 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

11番 59番、所有者「〇〇〇〇」さんなのですが、60番の「〇〇〇〇」さんのお父さんにあたりまして、この畑のほとんどは「〇〇〇〇」さんが元々耕作されていた畑でございます。

耕作者「〇〇〇〇」さんは、Iターンの就農者で10年ぐらい経つかと思われま。新たに去年には倉庫も建てまして、意欲的に農地を増やそうと考えております。

使用貸借となっておりますが、実は去年、研修生から就農された新規就農の方が、耕作していた畑を手放されて、状態が悪くなって作る人がいなかった畑を、この「〇〇〇〇」君にちょっと無理を言って作ってもらいました。

本来なら1年、2年試しでという話をしていたんですが、「〇〇〇〇」君が5年がいいですよって言ったところ、息子さんの「〇〇〇〇」さんが使用貸借で作ってみるかということで、この話がまとまっております。

問題はないと思います。

60番の畑についてですが、所有者「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、「〇〇〇〇」さんが耕作者で〇〇歳。

「〇〇〇〇」さんもIターン就農者で、就農して2年程になります。

この畑も実は以前、新規就農Iターンの方がやられていた後の畑なんです。59番の「〇〇〇〇」さんが当たった畑よりも、まだましな状態で畑の形が残っているので、10年間作らせてほしいということで話がまとまっております。

問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 番号59と60について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 〇〇〇〇ではIターン新規就農者に貸す場合は2年縛りという話がありますが、〇〇〇〇ではそんな話は出てないんですか。

11番 今回(去年)の「〇〇〇〇」さんの件があるまでは、そういう話は出ていなかったです。

今のところ表立って声は出ていないんですが、聞きかじった話ですごく失礼な言い方になりますが、「誰か分からないような人には貸したく

ない。」というような声が上がっているようです。

今後新規就農されるであろう研修生の指導係を共選でしているので、技術面からはもちろんのこと、何かあったら直ぐに自分達に声を掛けることや、誰か1人信用できる地元の人を作ることなど、メンタルの面からも支援しようと考えているところです。

本来なら1、2年、〇〇〇〇のように2年でやるようであれば、貸してくれやすくなると思います。

頭から駄目という人に出会ってはいないんですが、そういう人もいるという話は耳に入っております。

議 長 他に意見がないようであれば、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号61について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号61について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「555 m²」、他4筆、計「5,246 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 番号61について説明します。

「〇〇〇〇」さんが〇〇代後半になる方で、子供も娘さん3人で、〇〇〇〇だったり〇〇〇〇だったり、農業はされておられません。

借り手の「〇〇〇〇」君、〇〇歳。

最初の園地は少し離れているが家に近く、残りは自分が作っている園地の隣接地です。

「〇〇〇〇」君は〇〇歳で若く、お父さんは〇〇代前半なので、まだバリバリ仕事ができる方です。

何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 番号 61 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きますして、追加議案として議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
番号 35 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 お手元に追加議案の議案書を配布していますのでご確認ください。
また、併せて報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を配布していますが、報告案件のため説明は省略いたします。
それでは、番号 35 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,200 m²」、他 3 筆、計「6,267 m²」、3 条有償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、遠隔地に住んでおり、管理ができないため譲り渡したい。譲受人は、これまで借り受けて耕作していたが、農業経営の安定を図るため譲り受けたい、であります。
本案件につきましても、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 それでは 35 番を説明させていただきます。
「〇〇〇〇」さん、地元で〇〇代の弟さんがおられて、弟さんがこの農地を管理されておったのですが、もう早くから体調を崩されて、「〇〇〇〇」さんに小作に出していた農地です。
「〇〇〇〇」さんは、年に数回、地元に戻ってくる程度で農業はできません。

今回、「〇〇〇〇」さんを買っていただくという話がまとまったという事です。

何ら問題ありません。以上です。

議 長 番号 35 について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 14時45分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年10月6日

会 長

議事録署名人

議事録署名人